③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
⑥　上記により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
⑶　平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であること。
⑸　当該業務を確実に実施できると証明した者であること。
⑹　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑺　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑻　その他、入札説明書に定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒168―8505 東京都杉並区高井戸西３―５―24　日本年金機構本部調達部契約グループ　蜂谷　真希　電話03―5344―1100
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日より上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　業務説明会の日時及び場所
平成22年７月５日
第１回目　午後２時00分から
第２回目　午後４時00分から
東京都新宿区大久保２―12―１　日本年金機構南関東ブロック本部ビル　３階　第１入札室
※当該業務説明会への参加を入札参加条件の一つとするため、事前に上記３⑴にて入札説明書及び仕様書を受領し、持参のうえ、第１回目又は第２回目のどちらかに参加すること。
※業務説明会への参加を希望する場合は、７月２日午後５時00分までに参加申込をすること。（参加する業務説明会の時間について指定することは出来ない。）
申込先：日本年金機構本部記録問題対策部記録整備事業グループ
電　話：03―5344―1100　内3244
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成22年８月４日午後２時00分　東京都新宿区大久保２―12―１　日本年金機構南関東ブロック本部ビル　３階　第１入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、業務説明会に参加するとともに、入札説明書に示す総合評価のための書類（提案書）を平成22年７月16日午前11時までに提出し、競争参加資格に関する証明書等を平成22年８月３日午前11時まで提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当庁において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、開札日の前日までの間において、日本年金機構から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　日本年金機構が入札説明書で指定する技術等のうち、必須とした最低限の要求をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書に定める総合評価により選定した者をもって落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次順位の者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　deputy of President : Kazuhide Endou, Procurement Department, Japan Pension Service
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Confirmation business of pension record
⑷　Performance period : From date of contract through 31, March 2011
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③　have the Grade A in "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012
④　prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　prove to have no false statement in tendering documents
⑦　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for Tender : 2 : 00 PM, 4 August, 2010
⑻　Contact point for the notice : Hachiya Masaki, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 22 年６月 25 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　井上　啓一

記

１．⑴の表中、

「

18	北陸自動車道	北陸自動車道	新潟市（新潟空港インターチェンジ）から富山県下新川郡朝日町（朝日インターチェンジ）まで

」を

「

18	北陸自動車道	日本海東北自動車道	新潟市（新潟空港インターチェンジ）から新潟市（新潟中央ジャンクション）まで
		北陸自動車道	新潟市（新潟中央ジャンクション）から富山県下新川郡朝日町（朝日インターチェンジ）まで

」に改める。

１．⑵㉑、１．⑶⑫及び１．⑶⑮のうち、「海老名北」を「海老名」に改める。